

### 第 3 次行政改革プランの作成

- 1 計画期間 平成 30 年度～平成 33 年度（基本計画期間内の最終年度）
- 2 位置付け 行政改革大綱に掲げる内容を実現するための計画

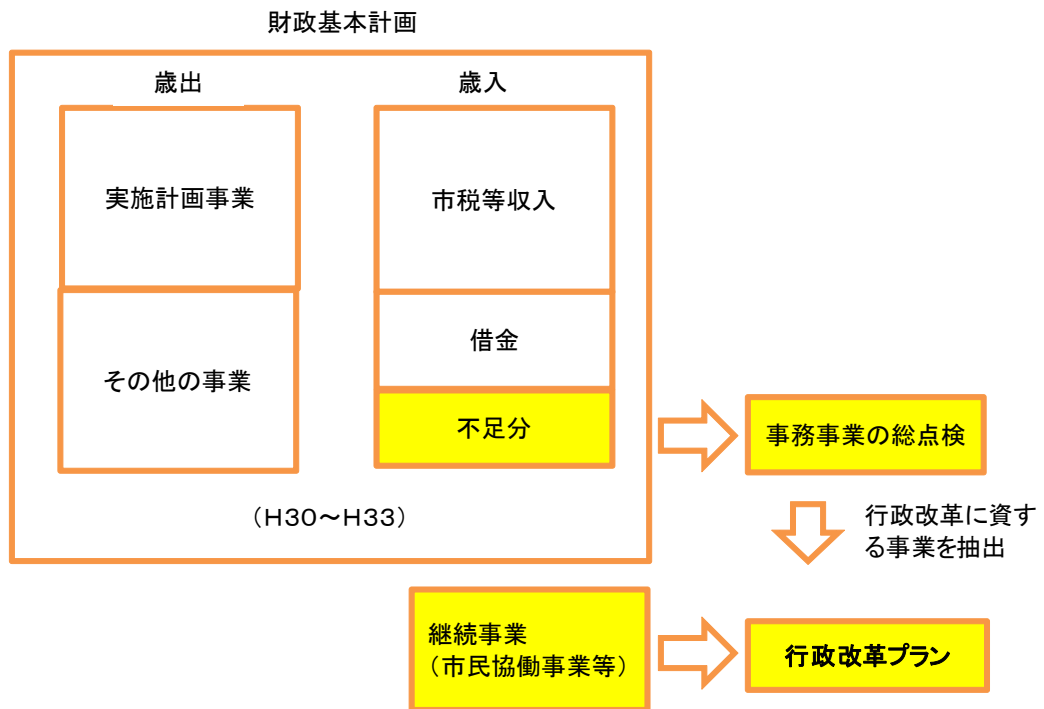
### 3 内容構成

#### （1）基本的事項

原則、第 2 次行政改革プランと同様の構成とする。

- ① 事務事業の総点検の見直し計画書、②第 2 次行政改革プランから引き継ぐ事業、③平成 30 年度予算編成の過程で行政改革の取り組みに資すると判断した事業で構成する。

#### 【イメージ図】



第1章 財政の健全化

- 1 事業等の見直し
- 2 民間委託の推進
- 3 財政運営の健全化
- 4 外郭団体の健全な運営

第2章 組織・人事の見直し

- 1 組織の見直し
- 2 職員数の適正化と多様な人材の活用
- 3 給与の適正化
- 4 職員の意欲・能力を引き出す環境づくり

第3章 市民とともに進める公共サービスの向上

- 1 地域や市民との協働の推進
- 2 市民の声を反映した行政サービスの向上
- 3 行政運営の透明性の確保

(2) 対象外事業

ア サンセット事業

- イ 一定間隔で発生・収束が繰り返し行われる事業（5年ごとに実施等）
- ウ 行政改革の取組みが伴わない単純な予算の見直し（トナーの削減等）

【意見】・サンセット事業は行革なのか。

- ・トナーの削減などは予算の見直しではないか。
- ・土地の売り払いは、資産を現金化しただけではないか。

(3) 効果額の算出

原則、前年度決算額と当該年度決算額の差額とする。  
例外的な算出方法をとる場合は、考え方を整理する。  
効果額は、単年度限りとし、累積しない。

(4) 実績報告書の様式変更

委員会等での意見を踏まえ、実績報告書の様式を次のとおり変更する。

【意見】 中・長期的視点で、経費と長期的に見たメリット（削減額）が表記できれば、わかりやすい。

【変更点】 単年度の削減額と計画年度全体の削減額を併記する。（別紙）

(5) 人員削減

人員削減については、次の理由により、従来どおり、削減数による計画とする。

- ・ 増加数を盛り込むことについては、事業は新規事業を掲載しないので、整合がとれない。

【意見】 条例定数が増加しているのに、職員を減らしているといえるのか。

なお、再任用職員（フルタイム）と正規職員は、定数上の扱いは同じであるので、正規職員を再任用職員に変更する取り組み（現業職も含む。）は、対象外とする。